

議案第60号

久喜市立学校給食センター条例の一部を改正する条例

久喜市立学校給食センター条例(平成22年久喜市条例第95号)の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

名称	位置
久喜市立学校給食センター	久喜市下清久500番地8

附 則

この条例は、令和3年8月1日から施行する。

令和3年6月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

久喜市立菖蒲学校給食センター、久喜市立鷲宮第1学校給食センター及び久喜市立鷲宮第2学校給食センターを廃止し、新たに久喜市立学校給食センターを設置したいので、この案を提出するものであります。